

公益財団法人札幌市生涯学習振興財団 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）及び女性活躍推進法（以下「女性活躍法」という。）に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日

2. 目標と取組内容

(1) 次世代法に基づく目標

目標1 産前産後休暇や育児休業等をスムーズに取得できるよう制度を周知する

- 取組内容 令和7年4月～
- ① 出産を予定する職員や配偶者が出産を予定する職員に対し、出産・育児に関して利用できる財団の制度及び給付金など行政の諸制度について個別説明を実施する。
 - ② 育児休業取得率100%を目指す。

目標2 平均残業時間について目標値を設定する

- 取組内容 令和7年4月～
- ① 正職員：18.0時間、嘱託職員等：2.0時間、パート職員：0.5時間
- ※ 1ヶ月あたりの雇用区分別の平均残業時間数

(2) 女性活躍法に基づく目標

目標3 年次有給休暇取得率の雇用区分別目標値を設定する

- 取組内容 令和7年4月～
- ① 正職員：70%、嘱託職員等：60%、パート職員：50%
 - ② 各職員が年次有給休暇を必要な時に取得できる環境を維持する。

【女性の活躍に関する情報公表（令和7年3月末日）】

労働者に占める女性労働者の割合

(正職員)	47.5%
(嘱託等職員)	71.4%
(パート職員)	80.9%
(全体平均)	64.6%

年次有給休暇取得率

(正職員)	69.8%
(嘱託職員等)	59.9%
(パート職員)	49.0%
(全体平均)	61.7%